

アローチャート研究会 会費規程

（総則）

第 1 条

本規程は、アローチャート研究会（以下「研究会」という。）規約第 6 条に基づく、研究会の入会金・会費に関する必要な事項を定めるものとする。

2 本規程の変更は、理事会の議決を得て行うものとする。

3 本規程は、研究会の入会金・会費に関する事項であって、本規程に定めのない事項及び本規程の実施に関して必要な事項は、会長が理事会の同意を得て定めるものとする。

（入会金の額）

第 2 条

入会金の額は、次の通り定めるものとする。

正会員、賛助会員 金 1,000円

名誉会員 無料

（入会金の納入）

第 3 条

研究会への入会申込み時に前条に定められた金額を研究会指定の金融機関へ振り込むものとする。

2 入会金の振り込みにかかる手数料等の経費については、申し込み者の負担とする。

（会費）

第 4 条

会費は、年会費とする。

（年会費の額）

第 5 条

年会費の額は、次の通り定めるものとする。

正会員 金 4,000円

賛助会員 金 10,000円

名誉会員 無料

(年会費の特例)

第6条

年度の途中で入会する会員の年会費の額は、次の通りとする。

- ① 4月～同年10月入会会員 前条の年会費の額
- ② 11月～翌年3月入会会員 前条の年会費の半額

(年会費の納入方法)

第7条

会員は、研究会からの請求書を受領後、速やかに年会費全額を納入するものとする。

- 2 年会費の分納は、原則として認めないものとする。
- 3 年会費は、研究会の指定する金融機関に振り込むものとする。
- 4 年会費の振り込みにかかる手数料等については、申し込み者の負担とする。

(入会金・会費の返還)

第8条

研究会は、納入の入会金・会費は、原則として返還しないものとする。

附 則

本規程は、平成26年4月1日から実施する。